



『労働時間について①』

この4月から管理監督者を含めすべての労働者の労働時間の状況を適切な方法で把握するよう義務づけられました。

1. 労働時間とは？

労働時間 = 拘束時間 - 休憩時間

労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間です。

指揮命令下に置かれているかどうかの判断基準は、就業を命じられた業務の準備行為を行うなどを事業所内において行うことを、使用者から「義務付けられたとき」、または「これを余儀なくされたとき」は、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができます。客観的に定まるものであって、労働契約や就業規則、労働協約等の定めいかんにより決定されるべきものではありません（三菱重工長崎造船所事件・最高裁判決）。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、以下の①～③のような時間は、労働時間として取り扱うよう記載されています。これら以外でも「使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については、労働時間として取り扱うこと」となります。

- ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用が義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業所内において行った時間
- ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待ち時間」）
- ③参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

2. 法定労働時間と所定労働時間

法定労働時間は、労働基準法での原則は「1日8時間、1週40時間」。特例措置事業所（10名未満の医療機関）では、「1日8時間、1週44時間」になります。

所定労働時間とは、それぞれの医療機関で定めた始業時間から終業時間までの間で、休憩時間を除いた労働時間です。所定労働時間がどうなっているか、就業規則等で確認してみてください。

労働時間に関して、疑問点等がありましたら支援センターまでご相談ください。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 福竹智彦 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、支援センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索